平成２６年（フ）第９００号
広島市東区福田７丁目24番６号
債務者　佐々木春治
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２１号
広島市安佐南区祇園３丁目４番13―101号
債務者　國政　由美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３０号
広島市中区光南２丁目20番13―204号
債務者　粕谷　隆彦
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２０号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目３番４―44号　県営皇徳寺団地４棟404号
債務者　俣木　優希
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０号
鹿児島県指宿市十二町3855番地８
債務者　王子田禄一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第７７号
鹿児島県薩摩川内市東郷町鳥丸2300番地　東園住宅１棟202号、前住所鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕817番地
債務者　神薗　妙子（旧姓堂路）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
静岡県浜松市南区安松町38番地の６　千歩マンション101
債務者　吉原アンドレこと　ヨシハラ　アンドレ　アキオ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４７３号
静岡県浜松市中区蜆塚４丁目10番25号　寿々喜ハイツ103
債務者　大澤　孝行
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５３２６号
大阪府高槻市宮田町３丁目５番15号
債務者　大内田勇二
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３８号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番20―601号
債務者　川原　剛
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２２号
大阪府吹田市内本町２丁目19番15号
債務者　田村三智代（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５３２号
大阪府八尾市福万寺町４丁目43番地
債務者　松下　正一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第２６１号
神奈川県藤沢市花の木９番１号　ＮＯＴＯＳＥ花の木弐番館106号
破産者　水落すま子
1　主文　当裁判所が平成26年11月25日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中、破産者の住所につき「愛知県岡崎市井内町字久世69番地　サンパレス井内205、前住所愛知県岡崎市美合町字生田84番地４　小野田方」とあるのを「神奈川県藤沢市花の木９番１号　ＮＯＴＯＳＥ花の木弐番館106号、前住所愛知県岡崎市井内町字久世69番地　サンパレス井内205、前々住所愛知県岡崎市美合町字生田84番地４　小野田方」と更正する。
2　決定年月日　平成26年12月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５６６号
札幌市北区篠路１条10丁目８番18号
破産者　株式会社川上工業
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７６号
新潟市西蒲区漆山2937番地２
破産者　株式会社梨本組
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０６７号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目20番地14
破産者　エステートサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２０号
愛知県瀬戸市八幡町313番地
破産者　有限会社インテリア四季
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部